

東南アジアの化学物質法規制動向

- － 各国の法規制の特徴
- － 化学物質の登録・制限に関する法規制
- － 化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制
- － GHSに関する法規制

日本ケミカルデータベース(株)

技術顧問 佐野 弘

1. マレーシア
2. シンガポール
3. タイ
4. フィリピン
5. インドネシア
6. ベトナム
7. ミャンマー
8. カンボジア



1. マレーシア



1-1 マレーシアの法規制の特徴

- ・「2013年CLASS規則」の有害化学品とは、産業実施規範 (ICOP) のPart 1 リストに記載されている化学品、或いはPart 2 の分類基準 (GHS基準) に従って有害性と判断されるものを、1トン/y 以上生産或いは輸入する者は、2013年CLASS規則に基づくハザード分類を含む製品のインベントリー情報をDOSHに提出しなければならない。
DOSHは2015年の実績に基づくインベントリーを2016年3月末までに登録することを求めている。登録は毎年必要である。
- ・DOSHは提出されたインベントリーデータにより“化学情報管理システム (CIMS)”を作ろうとしている。
- ・環境局 (DOE) の環境有害物質登録(EHS NR)は、環境質法 (EQAct) の下位規則として“EQ (EHS NR) Regulation ”の法制化を進めている。DOEはすでに2009年からボランティアベースで EHS NR を始めている。
- ・DOEは製品中の有害成分について、ハザード分類を含む有害性情報の登録を求めている。一国に二つの登録制度を持つことを避けるために、DOE は CIMS の届出データを使用することも検討しているが、DOSH は製品単位のインベントリーであり、DOE は有害成分の登録であるので、調整は難しい作業となる。

1-2 マレーシア化学物質の登録・制限に関する法規制

- 1) 「工場及び機械法」(1967年) 人的資源省労働安全衛生局 (DOSH) 所管
「労働安全衛生法」が制定される以前の法律。鉱工業、機械産業の管理を主目的としている。

この法律では有害化学物質としては、鉛、アスベスト、ミネラル ダストについてのみ、使用、取り扱い、廃棄に関する規則が定められている。

- 2) 「労働安全衛生法」(1994年) 所管：人的資源省労働安全衛生局 (DOSH)
この法は雇用者の義務、作業場で使われる物質の製造者の義務、労働者の義務、監督官庁の権限などの基本的な考え方を定めた。

有害化学物質の分類・ラベル表示、危険有害性情報の提供、リスクアセスメント、暴露のモニタリングなどについても、労働安全衛生法に基づいて多くの規則、指針、およびガイドライン類が整備されている。

- 3) 「労働安全衛生(化学物質の分類、包装及び安全データシート)規則」

[**CLASS 規則**] (2013年10月公布) 所管；人的資源省労働安全衛生局 (DOSH)

- ・ 化学物質の登録システムとして、CLASS規則により有害となる製品の製造者、輸入者がDOSHにInventoryを提出する。

[**CIMS計画**] 2015年の実績に基づき2016年から実施する。毎年届出が必要。

製品名、CAS番号、混合物中の有害物質の組成、供給量

- ・ 年間1トン以上の製品が対象
- ・ 製品としての有害性分類を行う。

3) 「環境質法」 (1974年) 天然資源環境省 環境局 (DOE) 所管

環境管理の基本法である。この法に基づき、大気・水質・土壌・廃棄物管理の規則、指針、ガイドライン類が整備されている。

有害廃棄物の指定、貯蔵、輸送、処理などの管理と許可に関する規則が「1989年指定廃棄物規則」である。

指定廃棄物とはこの規則の「別表第1」にリスト化されたもので、発生源の限定なく物質名で規定された廃棄物と、特定の発生源から排出される廃棄物の2種類が含まれる。全ての指定廃棄物は発生後1ヶ月以内にDOE局長に届けなければならない。指定廃棄物は指定された処理場に持ち込む以外に、発生事業所から移動させることはできない。

4) 「毒物法」 (Poisons Act, 1952) (revised 1989) 保健省医薬局 所管

- ・ この法で定義された毒物についての輸出入、販売、製造の登録と免許制度を定めている。対象となる毒物リストがあるが、主として医薬用毒物である。工業用および試験用毒物として次の14種の工業化学品がリストに含まれている。

Part I 毒物: 無水酢酸、臭化アセチル、塩化アセチル、クロロホルム

Part II 毒物 : アンモニア、ホルムアルデヒド、塩酸、フッ酸、硝酸、ニトロベンゼン、シュウ酸 ; 金属シュウ酸塩、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、硫酸

- ・ 毒物に指定された物質の販売時の容器には、下記の語句を英語、マレー語、中国語及びタミール語で赤色または赤色の背景の上に印刷しなければならない。

Part I 毒物 「毒物：服用してはならない」

Part II 毒物 「有毒：服用してはならない」

1-3 マレーシアの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

マレーシアにはPRTRに関する法規制はないが、それに類するものとして天然資源環境省環境局 (DOE) は環境有害物質登録制度(EHSNR) を新規に始める準備を進めている。

- ・ 混合物、最終製品中に含まれる環境有害物質(EHS)のデータ (物理化学的性質、健康有害性、環境有害性) とともに “GHS分類” の提出も求める。
- ・ 実施時期、EHSの取扱量により 3 段階で実施する計画である。

第 1 段階 : 100 t/y以上、及び水性環境(長期間)有害性 区分 1 物質、ヒトに対して、
発がん性、変異原性、生殖毒性物質 (CMR物質)

第 2 段階 : 10 t/y以上 100 t/yまで

第 3 段階 : 1 t/y以上 10 t/yまで

すでに2009年からボランティアベースによる登録試行を行っている。

- ・ EHSの定義 :

- ① EHSガイドラインの “EHS Reference list” と “CMR Reference list” に記載された物質 (EU CLP規則の付属書VIに記載されている物、約3000物質)、
- ② DOSHのCLASS規則でGHSの危険有害性の定義に該当する物質。

- ・ EUのREACHの考え方の影響を受けている。マレーシア国内で有害化学物質のリスク評価を行うことを目指している。

1-4 マレーシアのGHSに関する法規制

「労働安全衛生(化学物質の分類、包装及び安全データシート)規則」
[CLASS 規則] (2013年10月公布) 人材省労働安全衛生局 (DOSH) 所管
「CLASS規則産業実施基準」“Industrial Code of Practice on Chemical Classification and Hazard Communication 2014” : [ICOP CHC 2014]
(2014年4月告示)

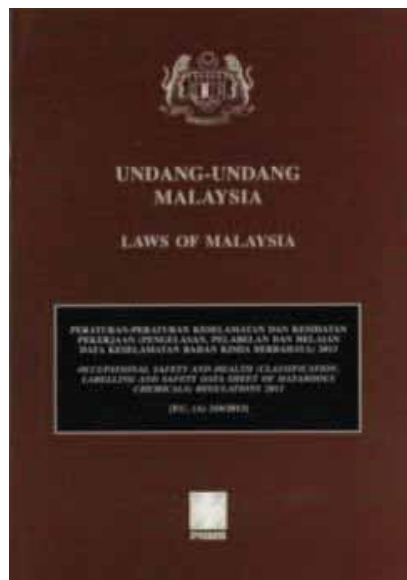
DOSHのGHS対応方針 「国連GHS文書 改訂3版」に準拠

- ・ 下記の分類区分は採用しない ;
可燃性液体区分 4 (ジーゼル燃料には適用) 、
急性毒性区分 5、皮膚刺激性区分 3、吸引性呼吸器有害性区分 2、
水生環境有害性急性区分 2、区分 3。
- ・ 下記の濃度限界値はEU/CLP、日本/JISと同じく高い方の数値を採用 ;
発がん性区分 2、生殖毒性区分 1A・区分 1B・区分 2・追加区分、
特定標的臓器毒性(単回暴露/反復暴露) 区分 1・区分 2
- ・ [ICOP CHC 2014] Part 1 (List of classified chemicals) 229物質
リスト物質の供給者は、本リストのGHS分類を使用しなければならない。

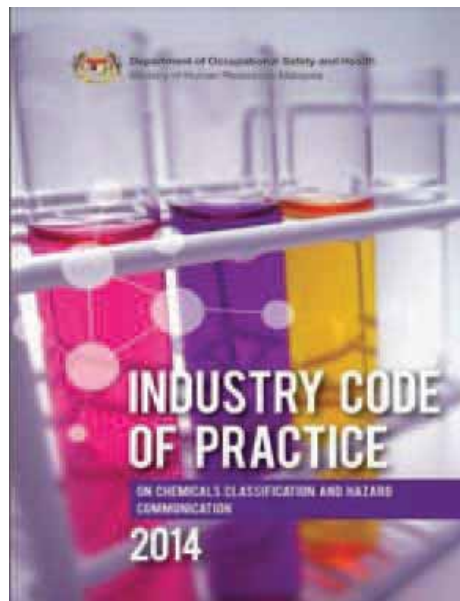
DOSHのCIMS計画との協調

- ・ CLASS規則により有害となる製品の製造者、輸入者がDOSHにInventoryを行う。
- ・ DOSHは製品としてのInventory、DOEは有害性成分のRegistryである。
- ・ DOSHのCIMSとDOEのEHSNRの届出を一本化する協議が行われている。

人的資源省
労働安全衛生局
(DOSH)



“2013年
CLASS規則”



“ICOP CHC
2014”



“CLASS規則
F A Q “

天然資源環境省
環境局 (DOE)



“EHSNR
工業会向け
ガイダンス”

Language

English Language ▼

Login

☐ Staff ☒ Importer/Manufacturer

User ID

Password

Login

[Register](#) 

[Forgot Password](#)

DEPARTMENT OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH [D.O.S.H]



OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH

(Classification, Labelling and Safety Data Sheets of Hazardous Chemicals) REGULATIONS 2013

The Occupational Safety and Health (Classification, Labelling and Safety Data Sheet of Hazardous Chemicals) Regulations 2013 (CLASS Regulations) have been gazetted on 11th October 2013.

The CLASS Regulations, promulgated under the Occupational Safety and Health Act 1994 (Act 514), have replaced the Occupational Safety and Health (Classification, Packaging and Labelling of Hazardous Chemicals) Regulations 1997 (CPL Regulations). The main objective of the CLASS Regulations is to ensure suppliers of hazardous chemicals provide sufficient information on hazards of chemicals that they supply, so as to mitigate the risk of accidents happening in the workplace, thus providing a safe and healthy working environment and condition.

2. シンガポール



2-1 シンガポールの法規制の特徴

- ・「環境汚染管理法」を2008年に改正して制定した「環境保護管理法」で、有害性物質の輸入・販売ライセンス、貯蔵・使用の免許、輸送承認など、有害性化学物質に関するほとんどの管理を、免許制、許可制で厳しく行っている。
- ・ National GHS Implementation Taskforceで官民が協力して、GHSに対応するシンガポール規格（SS 586:2008）とガイダンスを作り、SS 586を各省の管轄する法令で引用することによりGHSを実施する方針（日本と同じ実施方法）をとっている。
シンガポール規格（SS 586）をGHS改訂第4版に合わせて2014年に改訂した。
- ・ 国としてのGHS対応方針は、National GHS Implementation Taskforceの“Fact Sheet”で公開される。

2-2 シンガポールの化学物質の登録・制限に関する法規制

1) 「環境保護管理法」 (Environmental Protection and Management Act, 1999)

環境保護庁 所管

「環境汚染管理法」を2008年に改正して制定した「環境保護管理法」で、有害性物質の輸入・販売ライセンス、貯蔵・使用の免許、輸送承認など、ほとんどの有害性化学物質に関する管理を、免許制、許可制で行っている。

- ・ 環境保護管理法の有害性物質は、法の第2付属書 Part1 にリストされている。

- ・ 環境保護管理法で規定される有害物質管理；

有害性物質の輸入・販売ライセンス、

有害性物質の貯蔵免許、

有害性物質の域内の輸送承認、

有害性物質取扱い事業者に対する潜在的ハザードのインパクト分析を要求する権限、

事故及び緊急時の緊急行動計画、および緊急事態の届出。

2) 「毒物法」 (Poisons Act, 1957)

シンガポールでは、毒物と有害性物質の輸入・販売許可、貯蔵・使用の免許、輸送許可など、すべての管理を「毒物法」で行っていたが、1999年に「環境保護管理法」が制定されたのに伴い、有害性物質の管理は環境保護管理法に移された。毒物法の対象は医薬品関連物質に限定され、ライセンスなしには如何なる毒物も輸入、保管、販売することはできない。

3) 「職場安全保健法」 (Workplace Safety and Health Act, 2006) (2011年改訂) 所管 人材省

- ・ 有害性物質；職場安全保健法第5付属書のPart 1 にリストされた物質。

物理化学的危険性：腐食性物質、爆発物、可燃性物質、高圧ガス、有機過酸化物、酸化性物質、自然発火性物質、自己発熱性物質、自己反応性物質、水反応可燃性物質；

健康有害性：発がん性物質、刺激性物質、変異原性物質、感作性物質、催奇性物質、急性毒性物質；

環境有害性：水生環境有害性物質。

有害性物質について、事業所内表示、容器表示、および安全データシートを使用した情報提供と職場の安全管理が必要である。

- ・ 毒性物質；人に刺激、身体障害または有蓋い影響を及ぼす物質、第1付属書に指定されている。第1付属書に毒性物質の許容暴露レベル（長期および短期 PEL）が示されている。

2-3 シンガポールの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

シンガポールにはPRTRに関する法規制はない。

2-4 シンガポールのGHSに関する法規制

シンガポール規格・生産性・改革委員会(SPRING Singapore)が発行するシンガポール規格を、各省庁の所管する法規制で引用することによりGHSに対応している。

「シンガポール規格 SS 586 : 2014」(2008年9月発行、2014年2月改訂)
“Specification for Hazard communication for hazardous substances and dangerous goods”

- Part 1 Transport and storage of dangerous goods. (SS 586 : 2014)
- Part 2 Global harmonized system of classification and labelling of chemicals – Singapore’s adaptations. (SS 586 : 2014)
- Part 3 Preparation of safety data sheets (SDS). (SS 586 : 2008 (2014))

人材省(MOM)、環境庁(NEA)、市民防衛庁(SCDF)、シンガポール警察(SPF)はシンガポール規格(SS 586)を引用することによって、GHSを適用している。MOMは2011年に職場安全保健法規則の改正を行って、SS586に準拠してラベル・SDS作成することを法的に明確にした。

SS 586:2014のGHS対応方針(「国連GHS文書」改訂第4版準拠)

次の分類区分は採用しない;

可燃性液体区分4 (ジーゼル燃料には適用)、
急性毒性区分5、
皮膚刺激性区分3、
吸引性呼吸器有害性区分2、
水生環境有害性急性区分2、区分3、
水生環境有害性慢性区分3、区分4。

次の分類区分はデータがない場合には細区分する必要はない;

皮膚腐食性/刺激性区分 1A、1B、1C → 区分1
眼重大な損傷性/眼刺激性区分 2A、2B → 区分2
呼吸器/皮膚感作性区分 1A、1B → 区分1

混合物分類の濃度限界はEUと同じレベルを採用する。

125ml以下の小量容器と作業場の掲示には簡易形の表示が認められる。

経過措置期間

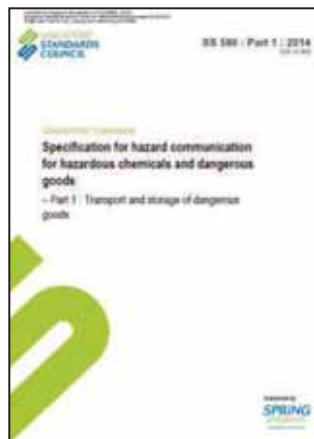
対象者	対象物質	期 限
化学品製造者	単一物質	2012年2月
	混合物	2015年央 ⇒
化学品使用者	単一物質	2012年末
	混合物	2015年央 ⇒

2015年6月末

2016年6月末まで延期する。(MOM)

【シンガポール規格 SS 586:2014】

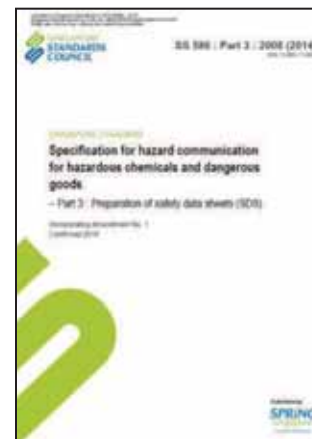
“Specification for Hazard communication for hazardous substances & dangerous goods”



Part 1
危険化学品の
輸送と貯蔵



Part 2
化学品のGHS
分類と表示



Part 3
SDS作成

[National GHS Implementation Taskforce Fact Sheet]

https://www.wshc.sg/wps/themes/html/upload/cms/file/01_GHS%20Fact%20Sheet_Final.pdf



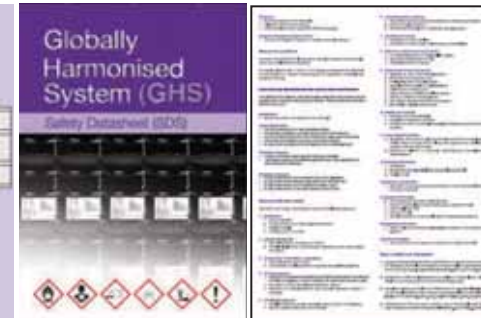
【 What is the GHS 】



【 GHS Classification 】



【 the GHS Label 】



【 Safety Data Sheet (SDS) 】

3. タイ

3-1 タイの法規制の特徴

- ・「1992年 有害物質法」有害物質リストに工業省等 8 省/部局が、それぞれ所管する物質 (累計約1,600種)が記載されている。有害化学物質の管理レベルは第1種 (規定の基準に従って管理するもの) から第4種 (原則禁止) まで 4 レベルあり、所管する省/部局により管理レベルが異なることがある。有害物質は管理レベルにより、製造・輸入・保有の事前 届出あるいは許可申請、扱い量の届出など各種の登録申請が必要である。
- ・工業省は「1992年 有害物質法」別表5.6を新たに (2015年1月5日工業省告示) 設定し、有害物質の定義に該当する物質を1000kg/y以上製造又は輸入する事業者は、有害物質法に従う届出を毎年行うことが規定され、2015年2月20日から施行された。
- ・「工場法による工業省告示第 3 号」の別表で指定された12種の業種の事業者は、工場操業開始時、および操業 5 年毎に「工場操業から生じる危険の分析報告」(RAR) を工業省に提出しなければならない。
工場が「タイ国工業団地公社 (IEAT) 法」(1979) で規定する工業団地に立地する場合には「リスク評価報告 (RAR)」を IEAT にも提出しなければならない。
- ・「1992年 環境保全推進法」に基づく「環境影響評価及び健康影響評価に関する天然資源環境省省令」(2010年) 指定された11業種で、一定規模以上の事業では「環境影響評価 (EIA) および「健康影響評価 (HIA)」の提出が求められる。

3-2 タイの化学物質の登録・制限に関する法規制

1) 「1992年 有害物質法」 (BE2535 Hazardous Substance Act) 1992年制定

- ・ 所管：工業省工場局(DIW) 主管、農業共同組合省農学局(DOA)・水産局(DOF)・畜産局(DOL)、公衆衛生省食品薬品管理局(FDA)、エネルギー省エネルギー事務局(DOEB)、天然資源環境省、運輸省 共管
- ・ 有害物質：「有害物質リスト」 (2013年9月27日改訂 工業省告示)
爆発物、可燃性物質、酸化物及び過酸化物、有毒物、病原性物質、放射性物質、遺伝子変異の原因となる物質、腐食性物質、刺激性物質、人体・動物・植物・財産 または環境に危険を及ぼす化学製品またはその他の物
- ・ 有害物質管理レベル
 - 第1種有害物質：事前に当局への**届出**が必要で、規定の基準及び方法に従い製造、輸入、輸出、または保有することが必要な有害物質
 - 第2種有害物質：事前に当局への**登録**が必要で、規定の基準及び方法に従い製造、輸入、輸出、または保有することが必要な有害物質
 - 第3種有害物質：製造、輸入、輸出、または保有に**許可**が必要な有害物質
 - 第4種有害物質：製造、輸入、輸出、または保有が**禁止**された有害物質
- ・ 有害物質に関する届出
管理レベルに従い、届出、登録、許可申請、製造輸入の事前申請、実績の事実届出が必要である。

2) 「1992年 工場法」 (B.E.2535 Factory Act) 工業省工場局 (DIW) 所管

工場の設置、環境保護、安全確保、工場の操業に関する管理を管理する。工場の操業に関する基本法である。タイにおいて工場を設置する場合には、工場法により、業種と規模（使用馬力数および労働者数）に応じて3種の群に分けられ、届出、あるいは許可申請を行わなければならない。

- ・ 対象工場： 第1群：届出を必要としない工場
第2群：操業開始前に関係当局に届出が必要な工場
第3群：操業開始前に関係当局の許可が必要な工場
- ・ 報告：環境に影響を与える廃棄物、汚染物の排出に対する監督権限がある。
「工場法による工業省告示第3号」の別表で指定された12種の業種の事業者は、工場操業開始時、および操業5年毎に「工場操業から生じる危険の分析報告」(RAR)を工業省に提出しなければならない。
工場が「タイ国工業団地公社(IEAT)法」(1979)で規定する工業団地に立地する場合にはRARをIEATにも提出しなければならない。

3) 「1992年 環境保全推進法」 天然資源環境省 所管

「環境影響評価及び健康影響評価に関する天然資源環境省省令」(2010年)
本省令では対象業種を11業種に絞って指定し、一定規模以上の事業では「環境影響評価 (EIA) および「健康影響評価 (HIA)」の提出が求められる。

4) 化学物質・有害物質リスト計画

タイには新規物質の届出制度はないが、下記の計画に従い「有害化学物質」の届出制度を2015年から開始する。(2015年1月5日工業省告示)

「第4次化学物質管理国家戦略計画(2012年～2021年)」(2012年 化学物質管理国家戦略会議)に、工業省の役割として下記の行動計画が示されている。

戦略1 化学物質・有害物質の管理システムを開発し、効率性を高め、堅固かつ競争力の高いものとする。

下位戦略1.1 タイの化学物質・有害物質リスト (Thailand Existing Chemical Inventory) を作成するための機構を定める。

下位戦略1.2 タイの化学物質・有害物質リストを作成する。

戦略2 持続的な化学物質・有害物質の管理。

下位戦略2.1 化学物質・有害物質の物理的・化学的・毒性学的・生態毒性学的な性質のデータベースを構築するための機構を定める。

下位戦略2.2 有害性の高い化学物質・有害物質の管理方法を定める。

下位戦略2.4 タイの化学物質管理のための中央機関の設立の可能性を検討する。中央機関 (Central Chemical Agency) の形式／構造／範囲／責務を検討する。

下位戦略2.5 化学物質・有害物質管理に関する法律を策定、改定する。

戦略3 関連分野の化学物質・有害物質管理への参加を促進する。

下位戦略3.1 全分野がデータベースを利用し、化学物質の有害性／リスクの情報提供に参加するよう促進する。

下位戦略3.2 ネットワークを築き、化学物質・有害物質に関する理解を促進するための知識を提供する。

3-3 タイ化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

タイでは、工場から排出される汚染物質の報告に関する工業省告示（2012年）があるが、PRTRに関する法律は未制定である。

日本のJICA支援により、「環境汚染物質排出移動量登録制度(PRTR制度)構築支援プロジェクト」が2010年4年計画で進行中(2015年度まで1年間延長)であり、実施のための準備が進められている。

（タイ天然資源環境省 Ms. Teeraporn Wiriwutikorn, 化学物質国際対応ネットワーク主催
「東南アジアにおける化学物質管理の最新動向に関するセミナー」2015年2月20日）



タイ天然資源環境省
公害規制局(PCD)
PRTRウェブサイト

3-4 タイのGHSに関する法規制

「仏歴2555年(2012年) 有害物質の分類及び危険有害性情報の伝達システムに関する工業省告示」（2012年3月12日告示、2012年3月13日施行）

分類基準（「国連GHS文書」改訂3版に準拠）

- ・ 分類区分の選択（building block approach）

すべての分類区分を含む

- ・ 混合物の分類基準（濃度限界値の選択）

呼吸器/皮膚感作性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回/反復暴露）

すべて高い方の値を選択（EU/CLP・日本JISと同じ水準）

ラベル・SDS作成基準

- ・ ラベル：「国連GHS文書」と同じ6項目の要素のラベル貼付を規定

- ・ SDS：「国連GHS文書」第1部 表1.5.2 SDSの必要最小情報（16項目）と同じ

実施時期

- ・ 第一段階：物質（施行から 1年 2013年3月13日～）

- ・ 第二段階：混合物（施行から 5年 2017年3月13日～）

適用

本告示は、有害物質法の有害物質リストに記載された工業省管轄の物質に対して適用される。DIWは有害物質リストの工業省所管物質約500種についてGHS分類結果のデータベースを公表している。

タイ「第4次国家化学 物質管理戦略計画」(2012-2021)

The Fourth National Strategic Plan on Chemical Management (2012-2021)

Strategy No. 1

Develop chemical database, mechanisms and tools for fully integrated system of chemical management

Sub-strategy 1

Develop central chemical database system

Sub-strategy 2

Develop mechanisms and tools to support fully integrated system of chemical management

Sub-strategy 3

Create mechanisms to drive for effective chemical management

Strategy No. 2

Develop capacity and role of all sectors on chemical management

Sub-strategy 1

Develop knowledge and capacity building of resources on chemical management

Sub-strategy 2

Develop capacity to effectively prepare and response to international conventions and agreements

Sub-strategy 3

Promote role and participation of all sectors on chemical management

Strategy No. 3

Reduce risk of chemical dangers

Sub-strategy 1

Prevent chemical dangers (in agricultural, industrial, public health & consumer and transport sector)

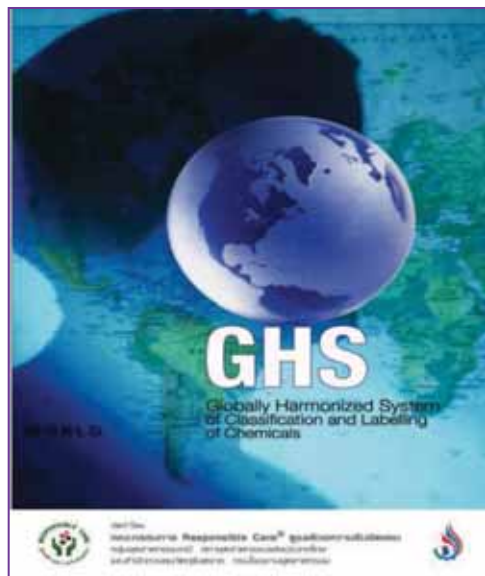
Sub-strategy 2

Monitor impact of chemicals on health and environment

Sub-strategy 3

Strengthen capacity on emergency response, treatment and remediation

Figure 1 : Structure of the Fourth National Strategic Plan on Chemical Management (2012-2021)



DIW GHS Tools developed for GHS Dissemination

FDA GHS Tools developed for GHS Dissemination



4. フィリピン



4-1 フィリピンの法規制の特徴

- ・ 東南アジアで唯一、「有害物質及び有害・核廃棄物管理法 (“R A 6969”) に基づく新規物質登録制度 を持つ国である。
- ・ 「フィリピン化学物質インベントリー」 (**PICCS**、約25,000物質) に収載されていない物質は、製造・輸入前届出 (PMPIN) を行い、製造・輸入前審査を受ける必要である。
- ・ R A 6969に基づきDENRが指定した「優先化学品」 (**PCL**) リストに記載の物質と「化学品管理令」 (**CCO**) リストに記載の物質は、公衆衛生または環境に対してリスクを有する物質として、使用・製造・輸入・輸送・加工・保管・所有および販売に関する規制がある。
- ・ 国内GHS対応委員会が2004年に発足しており、GHS対応のための関係省庁の役割分担を明確にした“Joint Administration Order (**JAO**)” が2009年にだされている。雇用労働省 (DOLE) と天然資源環境省 (DENR) からGHS対応規則が出されている。

4-2 フィリピンの化学物質の登録・制限に関する法規制

「有害物質及び有害・核廃棄物管理法」 “Republic Act No. 6969”
(Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990)
環境天然資源省環境管理局 (DENR/EMB) 所管

- ・ 「有害物質及び有害・核廃棄物管理法」は、新規物質登録制度を持つ法律である。「フィリピン化学物質インベントリー」(PICCS、約25,000物質)に収載されていない物質は、製造・輸入前届出 (PMPIN) を行い、製造・輸入前審査を受ける必要である。
- ・ DENRが指定 (DENR AO 2005-27) した「優先化学品」(PCL)リストに記載の物質 (48物質) を使用・製造・輸入するには、EMBに “PCL Compliance Certificate” を提出する必要がある。
- ・ DENRの「化学品管理令」(CCO)によって、公衆衛生または環境に対して不当なリスクを有する物質として、銀とその化合物 (DAO97-38)、シアン化物 (DAO97-39)、アスベスト (DAO2000-02)、オゾン層破壊物質 (DAO2000-18)、PCB (DAO2004-01) が指定されている。
CCO物質は、使用・製造・輸入・輸送・加工・保管・所有および販売に関する規制があり、用途の制限や段階的に禁止する方向にある。

4-3 フィリピンの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

フィリピンにはPRTR制度はないが、それに類するものとしてセルフモニタリングレポート(**SMR**)の制度がある。

「セルフモニタリングレポートに関する行政命令 (DAO No.2003-27)」
(DENR Administrative Order No. 2003- 27 The Preparation and Submission of Self-Monitoring Reports (SMR)) 2003年 環境天然資源省環境管理局 (EMB)

SMRシステム・マニュアル “Procedural and Reference Manual for DAO 2003-27” (2003年) EMB

報告対象物質：有害物質、有害廃棄物、水質汚濁、大気汚染、大気・水質モニタリング等に係る物質

対象事業者：鉱業、食料、繊維、皮革、紙、化学、金属、医薬、電子等15業種および汚染源となりうる事業者

4-4 フィリピンのGHSに関する法規制

1) “Joint Administration Order” (JAO) (2009年6月)

BOI (Board of Investment) と DTI (Dep. of Trade and Industry) を中心とする関係省庁 (農業省、環境天然資源省、財務省、厚生省、内務省、労働雇用省、交通通信省、通商産業省) と化学工業協会 (SPIK) による国内GHS対応委員会が、GHS対応のための関係省庁の役割分担を明確にしたJAO (Joint Administration Order) を承認した。JAOに基づいて各省はGHS対応の省令を制定する。

2) 労働雇用省 (DOLE) のGHS対応規則

“DOLE Department Order No. 136-14” (2014年2月) [DOLE Order 2014]

適用範囲 : 作業場での化学物質安全プログラムを進めるためのガイドライン

適用時期 : フィリピンで一般に流通している2社の新聞に公表されてから15日後以内に発効する。[DOLE Order 2014] の猶予期間は発効後一年以内となっているので、早ければ、2015年3月16日から適用される。

分類基準 : 最新版の「国連GHS文書」に対応するとしているが、[DOLE Order 2014] に示された危険有害性は「GHS改訂第3版」のものである。

“building block approach” 及び“濃度限界値の選択” の方針

Building block approach 及び混合物分類基準に対するDOLEの方針は示されていない。

ラベル・SDS作成基準

ラベルの6つの要素とSDSの16項目の内容が示されているが、「国連GHS文書」の第1部に示された要件と一致している。

3) 環境天然資源省環境管理局 (EMB) のGHS対応規則

“DENR Administration Order No.2015-09” (2015年5月19日) [**DENR AO 2015**]

適用範囲 : フィリピン国内で製造・輸入・販売・使用・貯蔵・輸送されるすべての有害化学品

適用時期 : 2016年 Chemical Control Order物質・ Priority Chemical List物質
2017年 High Volume Toxic Chemicals物質
2018年 IATA及びIMDGリストの有害物質
2019年 混合物

分類基準 : [DENR AO 2015-09] Annex に含まれない。

“building block approach” 及び“濃度限界値の選択” の方針

[DENR AO 2015-09] Annexに含まれない。

ラベル・SDS作成基準

- ・ 有害な工業化学品の製造・輸者が許可あるいは免許の申請を行う場合には、ラベルおよびSDSを提出し、EMBスタッフのチェックと、“GHS Review Committee” の確認と評価を受けなければならない。“GHS Review Committee” は学識経験者、工業会、関係各省の専門家から構成される。
- ・ CCO・PCL物質に該当する場合はSDS第15項(適用法令)に記載する。

労働雇用省 “DOLE Department Order No. 136-14”



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
DEPARTMENT OF LABOR AND EMPLOYMENT
OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH CENTER

[Home](#) • [Announcements](#) • **DO No.136-14 S2014 Guidelines for the Implementation of GHS in the Workplace**

The Department of Labor and Employment Secretary Rosalinda Dimapilis-Baldoz signed the Department Order No.136-14 S2014 on February 28, 2014 , Guidelines for the Implementation of Globally Harmonized System (GHS) in Chemical Safety Program in the Workplace in pursuant to the provision of Articles 162 and 165, Book IV, titles I and II of the Labor Code of the Philippines and its Implementing Rules and Regulations (OSH Standards) and the Joint DTI, DENR, DA, DOF, DOH, DILG, DOLE, DOTC Administrative Order No.01, Series of 2009, otherwise known as the adoption and Implemetation of the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals.

環境天然資源省 “DENR Administration Order No.2015-09”



DENR ADMINISTRATIVE ORDER
No. 2015- 09

MAY 19 2015

SUBJECT : Rules and Procedures for the Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) in Preparation of Safety Data Sheet (SDS) and Labelling Requirements of Toxic Chemical Substances

5. インドネシア



5-1 インドネシアの法規制の特徴

- ・環境林業省、工業商業省、労働省などの省庁が、それぞれに有害化学物質の取扱いに関する法律があり、国全体としての法体系は複雑である。
- ・「危険及び有毒な物質の管理に関する政府法令 2001年第74号」で規定される危険な物質(**B3物質**)の輸入、製造、輸送、流通、保管、使用、廃棄について管理する。
B3物質とは、生活環境、人の健康、その他全ての生物を危険にさらす可能性のある物質をいう。
B3物質としてリストされていない新規のB3物質も届出が必要である。
 - - 実質的な新規物質登録に相当する。
- ・2013年4月に改訂した「GHSに関する工業大臣規則 (23/M-IND/PER/4/2013)」で、GHS改訂4版に準拠した分類基準を採用した。これまで2013年7月としていた混合物への適用期限を2016年末まで延期した。
- ・全ての化学品管理関連法の上位法として、工業省は包括的な「化学品法案」について、他省庁及び関係工業会と協議している。

5-2 インドネシアの化学物質の登録・制限に関する法規制

1) 「危険及び有毒な物質の管理に関する政府法令 2001年第74号」(2001年) 環境省(現:環境林業省) 所管

危険な物質(Bahan Berharan dan Beracun : **B3物質**)の輸入、製造、輸送、流通、保管、使用、廃棄について管理する。

B3物質とは、生活環境、人の健康、その他全ての生物を危険さらす可能性のある物質をいう。

危険有害性の分類は法令第5条、B3物質の基準は同法令の解説書にある。下記の附属書にリストされていない新規のB3物質も規制される。 - - 新規物質登録に相当

- ・ 使用が禁止されるB3物質 : 附属書Ⅱ 表 1 (10種)
- ・ 使用が制限されるB3物質 : 附属書Ⅱ 表 1 (45種)
- ・ 使用が可能なB3物質 : 附属書Ⅰ (209種)

登録 等 : B3物質の初回の製造・輸入する業者は登録しなければならない。

使用制限B3物質の輸出入は、相手国の事前合意(PIC)が必要である。

管理活動 : B3物質の製造・輸送・流通・保管・使用・廃棄する各人は、労働者の安全と衛生を守る義務がある。

表示 等 : B3物質の製造・輸送・貯蔵・販売には、SDSを作成して添付しなければならない。包装にはB3物質の分類に応じた表示が必要である。

2) 「特定の危険な物質の輸入取引方法および販売に関するインドネシア共和国工業商業大臣決定 第254/MPP/Kep/7/2000号」(2000年)

工業商業省・保健省 所管

危険な物質(Bahan Berharan : **B2物質**) の輸入について管理する。

B2物質とは、有毒性、発がん性、催奇性、変異原性、腐食性および刺激性を有し、直接又は間接的に健康および生活環境に危害を及ぼす可能性のある化学的、生物的物质をいう。

- ・ 輸入取引方法が定められるB2物質：附属書 I （351種の関税項目）
（化兵器禁止条約対象物質を含む。）
- ・ B2物質の生産輸入業者(IP-B2) は海外貿易総局長の承認が必要である。
- ・ IP-B2はB2物質の輸入実績、販売と活用の実績を工業商業省・保健省に報告しなければならない。

3) 「作業場における危険な化学物質の管理に関するインドネシア共和国労働大臣決定 第KEP. 187/MEN/1999号」(1999年) 労働省 所管

危険な物質：化学的／物理的／毒性学的性質により労働者、設備及び環境に対し危険な化学物質（危険な物質の基準が法本文に規定されている。）

危険な物質の名称と限界量：附属書 III にリスト

有毒性物質(25種)、高毒性物質(99種)、高反応性物質(24種)、爆発性物質(24種)

危険な化学物質 の取扱い規模に従い、管理者を置くなどの定められた管理をし、当局に報告する必要がある。

危険の可能性を管理する文書として、SDSの作成も含まれる。

5-3 インドネシアの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

インドネシアにはPRTR制度はないが、危険な物質の監視制度がある。
「危険な物質の工業用の製造および使用の監視に関する工業大臣規則
24/M-IND/PER/5/2006」 2006年 工業省 所管

対象物質：毒性、発がん性、催奇性、変異原性、腐食性および刺激性を持つ、
健康及び環境に直接または間接的危険となる単体および混合物
(第2条(1)に危険な物質として6物質のリストがある。)

リストされた物質は、登録製造業者、登録輸入業者、登録最終使用企業、登録流通業者のみが扱うことができる。

危険な物質にはSDSの提供とラベル表示の義務がある。

報 告：危険な物質の製造業者は、危険な物質の製造、使用、流通データを
当局に 報告する義務がある。

5-4 インドネシアのGHSに関する法規制

- 1) 商業省 「危険物質の販売及び監視に関する商業大臣規則 第4号」
(04/M-DAG/PER/2006) (2006年)
危険物質 (58種指定) を販売する場合は規定された包装と、ラベル・安全データシートを添付する。ラベル・SDSの様式は「国連GHS文書」と同じ。
- 2) 環境生活省 (現:環境林業省) 「危険毒物のシンボル及びラベル付与の仕方に関する環境生活大臣規則 2008年第03号」 (Per-MENLH No.3/2008)
危険有害な物質(B3物質)に「国連GHS文書」と同じ方式のラベル表示を添付する。
- 3) 工業省 「化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関するインドネシア共和国工業大臣規則 第87/M-IND/PER/9/2009号」 (2009年)
工業省 「化学品の世界調和システム実施における分類および表示の技術指針に関するインドネシア共和国工業省農業及び化学業総局規定 第21/IAK/PER /4/ 2010号」 (2010年4月制定)
全ての化学物質に対してGHS分類を行い、「国連GHS文書」と同じ様式のラベル表示を行い、物質安全性データシート (LDKB:SDS) を作成する義務がある。
ラベルの貼付とSDSの添付を実施したものは、工業省企業指導局長に報告書を提出する義務がある。
物 質は 2010年 3月24日より義務、2010年 9月末日まで猶予
混合物は 2013年12月31日から義務、後に第23/M-IND/PER/4/2013号で
2016年12月31日まで延期

3') 工業省 「化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する
インドネシア共和国工業大臣規則 第23/M-IND/PER/4/2013号
(2013年4月施行)

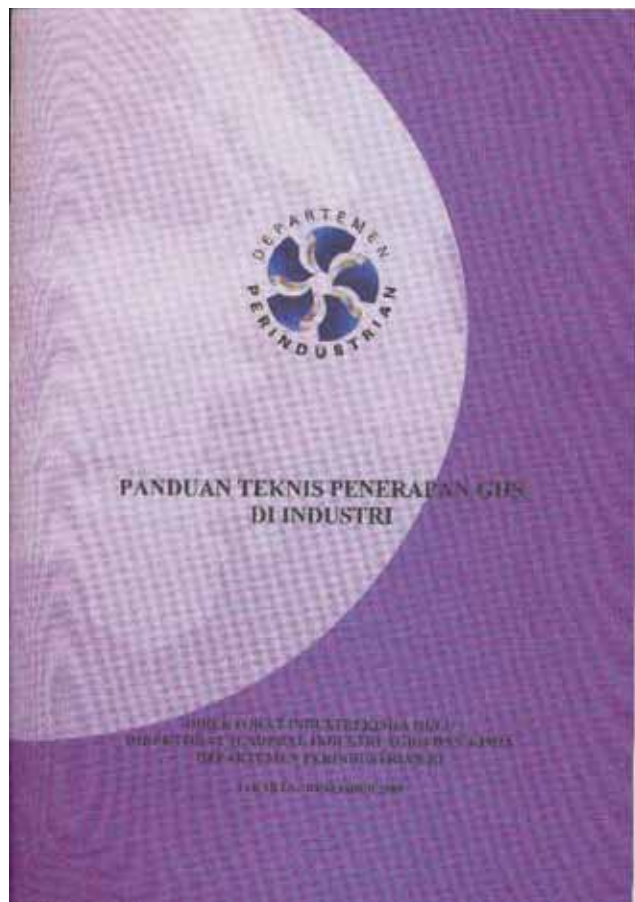
(工業大臣規則 第87/M-IND/PER/9/2009号) (2009年) を改定する。)

- － 混合物の義務化は2016年12月31日からとする。(3年間の延期)
- － 本規則はGHS改訂第4版に準拠している。前規則(第87/M-IND/PER/9/2009号)にない有害性区分(不燃性エアロゾル、化学的に不安定な可燃性ガス、オゾン層有害性)を含む単一化学物質は、2013年6月12日以降に見直しをしなければならない。

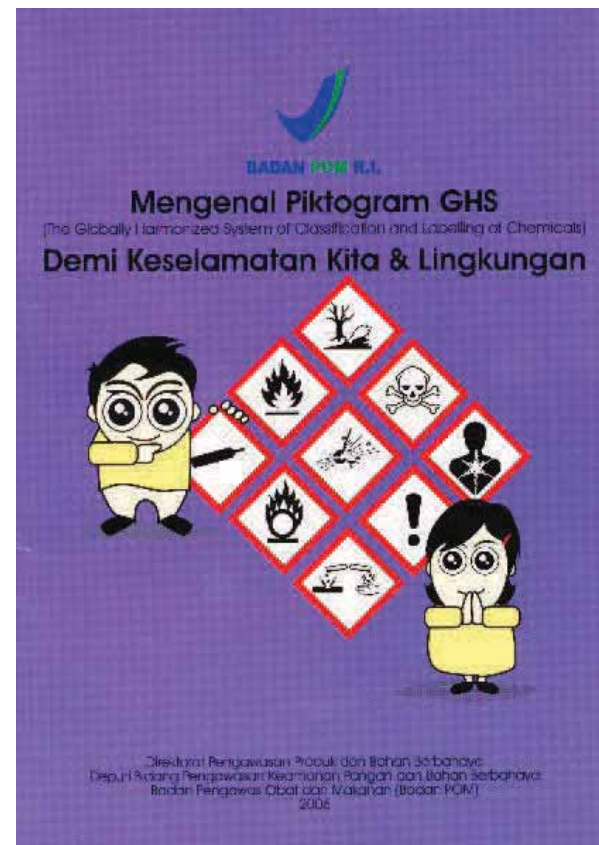
工業省「GHSの技術指針・監視指針に関する産業製造総局長規則
第04/BIM/PER/1/2014」(2014年1月28日) --- 「GHS実施細則」

- － buiding block : GHS改訂第4版に準拠しているが次の区分は含まない。
エアロゾル区分3、化学的に不安定なガス区分A、区分B、引火性液体区分4、
急性毒性区分5、皮膚刺激性区分3、吸引力呼吸器有害性区分2、
水生環境(短期間)有害性区分2、区分3。
- － カットオフ値/濃度限界 : EU/CLPと同じレベルが採用されている。
- － LDK (SDS) の様式、ラベル表示の要件が附則で示されている。

工業省 事業者向け
GHS解説書 (2009年)



環境生活省
一般消費者向け
GHS解説
パンフレット



6. ベトナム



6-1 ベトナムの法規制の特徴

- ・ 包括的な化学物質管理を進めるため2007年に「化学品法」が制定され、総合的な化学品管理を担当する官庁として、工商部に化学品庁(Vinachemia)が2009年に設置された。化学品法の下に、いくつかの政令、工商部部令が制定され、化学品管理の体系が整いつつある。
- ・ 「国家化学品リスト及び国家化学品データベース構築プロジェクトに関する国家主席決定」(2012年)が公示されており、Vinachemiaは、国家化学品リストの構築を進めている。日本、アメリカ、オーストラリア、EU等の既存リストに含まれるものは、国際的化学品リストとして、先進国でのリスク評価を尊重する方針である。
- ・ 化学品法には新規化学品の登記の規定はあるが、まだ実施されていない。
- ・ 化学品法での化学品の生産、輸入時の申告は既に行われている。

6-2 ベトナムの化学物質の登録・制限に関する法規制

「化学品に関する法律」(the Law on Chemicals:化学品法) (06/2007/QH12)
(2007年11月制定、2008年7月1日施行) 工商部化学品庁(Vinachemia) 所管

化学品法に示された包括的な化学物質管理の基本的方針

- ・ 化学産業基本計画；
- ・ 化学物質情報の届出、登録、管理、国家化学品リストの編成；
- ・ 制限物質の製造許可；
- ・ 危険化学物質(GHSの分類区分に該当するもの)の製造・輸送・貯蔵、安全距離の確保；
- ・ 毒性化学品(GHSの健康有害性、環境有害性に該当するもの)の販売管理、化学品事故防止・対応；
- ・ 環境保護及び地域に対する安全確保；
- ・ 新規化学品の登記の義務；
- ・ 化学品の分類・表示の義務、及び危険化学品の安全性データシート提供の義務。

「化学品法諸条の細則及び施行ガイダンスに関する政令」(108/2008/ND-CP)

「改正 化学品法に関する政令」(26/2011/ND-CP)

政令に示された規制リストにより既存化学物質の管理が行われる。

- ・ 条件付生産経営化学品リスト(8品目)、
- ・ 生産経営制限付化学品リスト(212品目)、
- ・ 禁止化学品リスト(12品目)、
- ・ 化学品事故防止計画作成要求化学品リスト(283品目)、
- ・ 生産輸入申告化学品リスト(93品目)、
- ・ 毒性化学品売買管理票を作成しなければならない毒性化学品のリスト(366品目)、
- ・ 化学品事故防止・対応措置を作成しなければならない化学品リスト(1467品目)の規定。

新規化学物質の規制

- ・ 新規化学品の定義：国家化学品リスト及びベトナム政府によって認められた国際的化学品リストにまだ収載されていない化学品（化学品法 第4条 6）。
- ・ 国際的化学品リストとは、日本、アメリカ、オーストラリア、EU等のリストで、先進国でのリスク評価を尊重する方針である。
- ・ 「国家化学品リスト及び国家化学品データベース構築プロジェクトに関する国家主席決定」（768/QD-TTg、2012年6月）が公示されており、ベトナム工商部化学品庁(Vinachemia)では、国家化学品リストの構築を進めている。
- ・ 化学品法（第44条～46条）には新規化学品の登記の規定はあるが、まだ実施されていない

6-3 ベトナムの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

ベトナムはPRTRに関する法律は未制定である。

今後の課題としてPRTRへの関心は高く、ベトナムのPRTR制度を構築するための準備が進められており、日本政府からも知見の共有等の協力がなされている。2014年1月に化学物質国際対応ネットワークが主催した「東南アジアにおける化学物質管理政策の最新動向セミナー」において、ベトナム天然資源環境部化学物質管理・環境事故修復室 室長の講演によると、ベトナム版PRTRに相当する「環境中への化学物質排出の情報公開に関する通達(案)」を準備中であるとの情報があつた。時期としては「環境保護法」の改正が先であり、工商部との共同通達にしたいとの説明であつた。

6-4 ベトナムのGHSに関する法規制

化学品の分類、表示、包装

「化学品の分類表示について規定する工商部部令」(04/2012/TT-BCT)

- ・「国連GHS文書 改定第2版」に含まれる危険有害性区分はすべて含まれる。
- ・混合物分類基準としての濃度限界値の選択は示されていない。
- ・表示すべき内容としてGHSで要求されている 6つの要素の他に、内容量・成分量・製造日・使用期限・原産国・取扱保管方法の説明などの記載を求めている。
- ・内容はベトナム語で記載されなければならない。輸入品の表示内容は外国語表記と併記することができる。
- ・ベトナムに輸入する化学品で、オリジナル・ラベルが本部令の規定に適合しない場合、オリジナル・ラベルはそのまま残し、本部令の規定に適合するサブ・ラベルを作成して表示しなければならない。

化学品のSDS

- ・SDSの作成が必要となる混合物中の有害物質の含有水準(cut-off値)は「化学品に関する政令」(108/2008/ND-CP)第17条に記載されている。
- ・SDSの記載内容は「化学品法」(06/2007/QH12)29条に記載されており、「国連GHS文書」第1部で要求される16項目の情報と一致している。
- ・SDSの記載様式は「化学品に関する政令」(28/2010/TT-BCT) 付属書17に記載されている。輸入品のSDSは、ベトナム語及び原語又は英語とする。



[化学品法]

▪ **NATIONAL ASSEMBLY** **SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM**
Independence Freedom Happiness

Law No: 06/2007/QH12

▪ **LAW ON CHEMICAL**

Pursuant to the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Viet Nam
as amended by the Resolution 51/2001/QH10;

The National Assembly hereby promulgates the Law on Chemical.

▪ **CHAPTER I**
GENERAL PROVISIONS

▪ **Article 1. Scope of Application**

The Law provides regulations on chemical handling, safety in chemical
handling, right and obligations of organizations and individuals engaged in
chemical handling, and state management of chemical handling.

▪ **Article 2. Subjects of application**

The Law applies to all organizations and individuals handling chemicals;
organizations and individuals engaged in activities related to chemicals within

7. ミャンマー



7-1 ミャンマーの法規制の特徴

- ・ 旧ビルマ時代の化学品関連規制法はあるが、あまり機能していない。
- ・ 「化学品及び関連物質危害予防法」を2013年に公表している。工業省は、この法律によって総合的な化学物質の管理を行おうとしているが、実施のための関連規則は未制定である。
- ・ 「化学品及び関連物質危害予防法」では、化学品に関わる事業を行う者は、事業許可証を取得しなければならない。事業許可証を取得したものは、使用する化学品及び関連物質を登録しなければならない。

7-2 ミャンマーの化学物質の登録・制限に関する法規制

「化学品及び関連物質危害予防法」(2013年8月6日公布) 工業省 所管

目的 (第2章)

化学品及び関連物質によって引き起こされる危険有害性からの人及び環境の保護
化学品及び関連事業の体系的監督、職業安全・健康・環境保護のための持続的
発展

化学品と関連物質に関わる事業許可証 (第7章)

化学品と関連物質に関わる事業を行う者は中央監視委員会に申請し許可証の交付をうける。許可証の交付をうけた者は、許可の内容を遵守して事業を行い、安全の確保、環境の保護を行う。

化学品と関連物質に関わる事業の責任者は、職場の安全のための研修、訓練、および健康診断を実施しなければならない。

事業者は、火災の未然防止、規則に従った運搬、環境を害し破壊しない業務執行に努めなければならない。

登録 (第8章)

事業許可証を取得したものは、事業に関わって使用する化学品及び関連物質を中央監視委員会に登録しなければならない。

危険有害性の制御と削減 (第9章)

危険有害性を防ぐために危険有害性の分類を行い、SDSとラベルを作成する。

7-3 ミャンマーの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

ミャンマーにはPRTRに関する法規制はない。

7-4 ミャンマーのGHSに関する法規制

「化学品及び関連物質危害予防法」(2013年8月6日公布) 工業省 所管

安全の実施 (第11章)

- ・ 化学品及び関連物質の危険有害性をGHSに従って、物理的危険、健康有害性、危険有害性について分類しなければならない。
- ・ 化学品及び関連物質の危険有害性をGHSに従ったミャンマー語のラベル表示とSDSの作成をしなければならない。

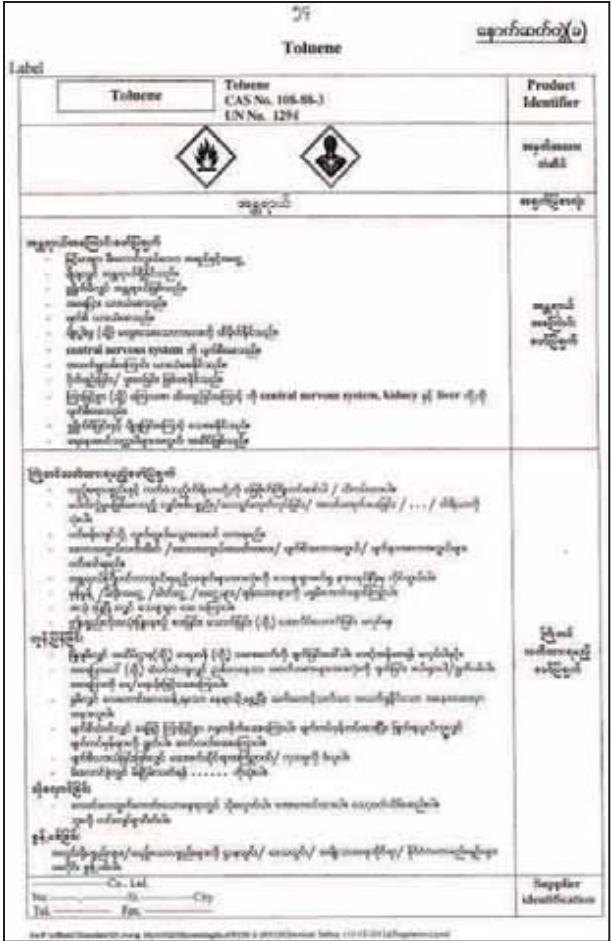
ラベルに含まれる情報

- (a) 製品及び供給者の情報、(b) 絵表示、(c) 注意喚起語、(d) 危険有害性情報、(e) 注意書き、(f) 供給者情報、(g) その他の情報

SDSに含まれる情報

- (a) 製品の情報、(b) 危険有害性情報、(c) 組成/成分情報、(d) 応急措置、(e) 火災時の措置、(f) 漏出時の措置、(g) 取扱い及び保管上の注意、(h) 暴露防止及び保護措置、(i) 物理的及び化学的危険性、(j) 安全性及び反応性、(k) 有害性情報、(l) 環境影響情報、(m) 廃棄上の注意、(n) 輸送上の注意、(o) 適用法令、(p) その他の情報。

**“Prevention of
Hazards
from Chemicals
and Related
Substances
Law, 2013”**



“Prevention of Hazards from Chemicals and Related Substances by Law, 2013”

8. カンボジア



8-1 カンボジアの法規制の特徴

- ・「工業分野の化学物質の使用、輸入、輸出、販売を管理規制する省令」でリストされた物質(約40種)を製造、輸入、あるいは取り扱う事業者は、工鉱業エネルギー省に化学物質の使用証明を申請しなければならない。
- ・環境省は、GHS改訂第4版に基づいた化学物質の管理法を準備している。
法案には、化学物質の分類、ラベル表示、SDSの作成登録、緊急時対応等が含まれる。

8-2 カンボジアの化学物質の登録・制限に関する法規制

- 1) 「工業分野の化学物質の使用、輸入、輸出、販売を管理規制する省令」
“Ministerial Order No. 110, 2004)” 工鉱業エネルギー省所管
- 2) 「労働法」 “The Labor Law of 1997” 労働・職業訓練省所管
- 3) 「環境保護と天然資源管理に関する政令」 “The Environmental Law of 1996”
環境省所管
「水質汚濁の管理に関する政令」 “Sub-decree on water pollution controls
from industrial sources” 環境省所管
- 4) 「強酸の管理に関する法律」 ”Law on the management of strong acid,
2011” 内務省所管

8-3 カンボジアの化学物質移動届出(PRTR)に関する法規制

カンボジアにはPRTRに関する法規制はない。

8-4 カンボジアのGHSに関する法規制

環境省は、GHS改訂第4版に基づいた化学物質の管理法を準備している。

“Draft Legislation on Sound Chemical Management”

法案には含まれる事項；

- ・化学物質の分類、
- ・ラベル表示、
- ・SDS
- ・登録、
- ・緊急時対応等

ご清聴ありがとうございました！

JCDBの主な製品・サービス



かんたん！化学品法規制チェック



化学品管理の実務支援データベース



安価で手軽なMSDS作成ソリューション

GHSロジスト

GHSに対応したMSDS作成支援システム

MSDS受託作成

専門研究員によるMSDS作成

パートナーの製品・サービス

米国 WERCS社



グローバル対応 MSDS作成支援システム

米国 ChemADVISOR社



世界各国の法規制チェック

韓国 ケムトピア社

K-REACH対応ソリューション

K-REACH登録代行業務 他

英国 NCEC社



中国対応も含む化学品緊急対応サービス